

沖繩市道路位置指定基準

令和6年4月

沖繩市 建設部 建築指導課

目 次

第1章 総則

- 第1条（目的）
- 第2条（道路の配置計画の一般原則）
- 第3条（道路位置指定等の申請）
- 第4条（関係課への意見聴取）
- 第5条（道路位置指定等の申請の無効）
- 第6条（道路位置指定の公告）
- 第7条（台帳の作成）
- 第8条（指定道路の維持管理等）

第2章 申請図書の作成要領

- 第9条（道路位置指定等の申請に必要な図書）
- 第10条（指定道路の変更又は廃止の申請に必要な図書）
- 第11条（道路位置指定申請書の作成方法）
- 第12条（附近見取図の作成方法）
- 第13条（地籍図の作成方法）
- 第14条（道路計画平面図の作成方法）
- 第15条（構造詳細図の作成方法）
- 第16条（開発面積求積図の作成方法）
- 第17条（関係権利者の承諾書等）
- 第18条（関係権利者の印鑑証明書）
- 第19条（排水通過地権利者の承諾）
- 第20条（登記簿及び公図の写し）
- 第21条（道路維持管理計画書の作成方法）
- 第22条（雨水・汚水等放流計画書の作成方法）
- 第23条（既存建築物等法適合確認調書）
- 第24条（現況写真）
- 第25条（道路築造完了報告書の添付書類）
- 第26条（その他の書類）

第3章 道に関する基準

- 第27条（一般基準）
- 第28条（道路の延長及び幅員）
- 第29条（道路の接続）
- 第30条（袋路状道路）
- 第31条（転回広場）
- 第32条（すみ切り）
- 第33条（道路の勾配）
- 第34条（雨水又は汚水等の排水設備）
- 第35条（標識の設置）
- 第36条（防護設備等）

第4章 宅地造成基準

- 第37条（適用）
- 第38条（画地の規模等）
- 第39条（切土又は盛土の基準）
- 第40条（擁壁等）
- 第41条（雨水等の排水設備）

第5章 雑則

- 第42条（道路位置指定等の申請取下げ）
- 第43条（協議）

- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）
- 附 則（施行期日）

注1 工事の着工指示及び指定時期などの見込みについては、申請図書の作成状況や関係課への意見聴取の状況により、お応えしかねる場合があります。

注2 指定番号及び指定日は、完了検査合格後に事務処理が済み次第、担当から連絡します。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定及び法第45条に規定する私道の変更又は廃止（以下「道路位置指定等」という。）について、当該行為の申請の方法及び技術基準を定めることにより、本市の良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(道路の配置計画の一般原則)

第2条 道路位置指定等を受けようとする道は、その道に接する敷地の規模、形状、地形並びに周辺状況及び予定建築物の用途並びに配置等を勘案して、関係法令及びこの基準の定めるところにより配置しなければならない。

(道路位置指定等の申請)

第3条 道路位置指定等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、第9条第1項に規定する申請図書を作成のうえ、沖縄市建築基準法施行細則（平成8年規則第19号。以下「細則」という。）第5条の規定により市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があったときは、速やかに受付を行い、申請図書の内容の審査及び現地調査を行うとともに、次条に定める関係課への意見聴取を行うものとする。

3 市長は、前項の審査、調査及び意見聴取の結果、申請に係る道路（以下「申請道路」という。）の計画に支障がないと認めた場合は、道路築造計画承認書（第2号様式）を作成し、申請者に交付するものとする。

4 申請者は、申請道路の築造工事が完了したときは、道路築造完了報告書（第3号様式）を提出し、市長の完了検査を受けなければならない。（第25条各号の添付書類ともに正本1部、副本1部を提出することとする。）

5 申請者は、前項の提出をする前に申請道路の敷地となる土地（以下「道路用地」という。）を分筆又は合筆により確定するとともに、登記地目を公衆用道路に変更しなければならない。ただし、道路用地内の公有地においてやむを得ない理由により、分筆、合筆及び登記地目の変更ができない場合は、この限りでない。

6 市長は、前項の検査の結果により、現場の状況と申請図書の内容が相違する場合は、申請者に対し工事の是正又は申請図書の修正を指示するものとする。なお、申請者は、申請図書を修正するに際し市長が指示するときは、次条に定める意見聴取を再度受けなければならない。

7 市長は、第4項の完了検査の結果又は前項の申請図書の修正内容について支障がない場合は、細則第5条第3項の道路位置指定書（細則様式第9号）又は細則第6条第2項の位置指定道路の変更（廃止）書（細則様式第13号）を作成し、申請者に交付するものとする。

8 前項のうち細則様式第9号の交付については、原則として市長が第35条に定める標識の設

置を確認した後に、申請図書（副本）の返戻と併せて行うものとする。

（関係課への意見聴取）

第4条 市長は、道路位置指定等の申請の受付後、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可行政を所管する部署及び良好な市街地の形成を確保する観点から必要と認めるその他の部署（以下「関係課」という。）に対し、意見聴取をしなければならない。

2 意見聴取を受けた関係課は、申請図書の内容について自ら所管する業務の観点から支障がある場合等は、審査表に意見を明記し、速やかに処理するものとする。

3 申請者は、前項の意見について関係課と協議のうえ対応方針を明らかにするとともに、必要に応じ申請図書を修正しなければならない。

4 市長は、前項の協議終了後に前条第3項の交付をするものとする。

（道路位置指定等の申請の無効）

第5条 市長は、道路位置指定等の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請を無効とすることができる。この場合において市長は、道路位置指定等のできない旨の通知（第4号様式）を配達証明郵便により申請者に送付し、併せて申請図書（副本）を返戻する。

(1) 申請図書に係る修正又は書類の追完を指示した日から起算して三月以上経過しても未対応又は修正の見込みのないもの

(2) 第3条第3項の交付の日から起算して一年以上経過しても工事着手していないもの

(3) 関係法令又はこの基準に適合しないもの

（道路位置指定の公告）

第6条 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の公告は、第5号様式により行うものとする。

（台帳の作成）

第7条 市長は、法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を行ったときは、道路位置指定台帳（第6号様式）を作成するものとする。

（指定道路の維持管理等）

第8条 位置の指定を受けた道路（以下「指定道路」という。）の管理者（以下「道路管理者」という。）は、道路用地の所有者と同一とすること。なお、指定に際し、道路用地に里道等の公有地を含む場合は、当該公有地の管理者に公有地管理者の承諾申請書（第11号様式）又は各機関の指定様式による申請書を提出し、管理責任の所在等について協議のうえ承諾を得ること。

2 道路管理者は、指定道路に接する敷地の所有者又は借地人等から当該指定道路を利用して建築行為又は道路の延長を行いたい旨の申し入れがあった場合は、これを拒否してはならない。

3 道路管理者は、道路維持管理承諾書（第7号様式）の内容を遵守し、当該指定道路について一般交通の用に供するための良好な維持管理に努めなければならない。

第2章 申請図書の作成要領

(道路位置指定等の申請に必要な図書)

第9条 道路位置指定等の申請に必要な申請図書は、次の各号とする。また、正本1部、副本1部を提出することとし、正本への添付書類は、原本とする。

- (1) 道路位置指定申請書（細則様式第8号）又は位置指定道路の変更（廃止）申請書（細則様式第12号）
- (2) 委任状（任意様式）
- (3) 資格を証する書面の写し
- (4) 関係権利者整理票（第1号様式）
- (5) 公図の写し
- (6) 開発面積求積図等
- (7) 基本図面等
- (8) 道路維持管理計画書（第9号様式）
- (9) 雨水・汚水等放流計画書（第10号様式）等
- (10) 既存建築物等法適合確認調書
- (11) 現況写真等
- (12) その他必要に応じ市長が指示する第26条に定める書類

2 申請者は、前項の申請図書と別に、第4条の関係課に配布する部数を提出するものとする。

(指定道路の変更又は廃止の申請に必要な図書)

第10条 細則第6条第1項の規定により、指定道路の位置を変更（道路幅員の変更、自動車の転回広場又はすみ切りの位置若しくは形状の変更をいう。）し、又は、廃止（道路の一部又は全部を廃止することをいう。）しようとする場合は、位置指定道路の変更（廃止）申請書（細則様式第12号）を使用し、申請図書及びその記載方法は、本章の規定を準用する。

(道路位置指定申請書の作成方法)

第11条 道路位置指定申請書（細則様式第8号）及びその他の添付書類は、製本後の大きさ及び綴りをA4判長辺左綴じとする。また、第9条第1項各号の順に目次を作成のうえ並べ、インデックスを貼付した間紙を入れること。

- 2 申請者は、個人又は法人とし、法人の場合は、代表者の氏名を記載するものとする。なお、申請者が複数の場合は、任意の様式に全員の住所及び氏名を明記すること。
- 3 申請代理者及び図面作成者は、建築士、測量士又は土地家屋調査士のいずれかの有資格者とし、当該資格を証する書面の写しを添付すること。

- 4 申請道路の地名及び地番とは、道路用地の地名及び地番をいう。
- 5 申請道路の幅員及び延長は、幅員別に明記し、合計延長を付記すること。また、申請道路に自動車の転回広場（以下「転回広場」という。）を設ける場合は、その配置箇所数を明記すること。なお、指定する道路幅員と有効幅員が異なる場合は、その両方を明記すること。
- 6 申請道路の構造及び表面仕上げは、材料、厚さ、規格等をそれぞれ明記すること。
- 7 申請道路の築造予定年月日は、工事の着手及び完成の予定年月日を明記すること。
- 8 申請理由は、申請道路を築造することとなった経過や申請道路に関連する宅地供給等の事業計画を具体的に明記すること。なお、記入欄に明記できない場合は、別紙理由書を添付することができる。
- 9 開発面積は、道路用地を含め開発をしようとする土地（以下「開発地」という。）をいい、道路面積と隣接地面積の合計面積とする。なお、道路面積には道路用地の面積を、隣接地面積には開発地の面積のうち道路用地以外の土地の面積を明記すること。

（附近見取図の作成方法）

第12条 附近見取図（縮尺3000分の1程度）は、方位、申請道路の位置、附近の目標となる建築物の名称、街区及び接続する道路を明記すること。

（地籍図の作成方法）

第13条 地籍図（縮尺500分の1程度）は、次の各号に定める事項を明記すること。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 申請道路の位置（朱書き）、開発地（青書き）
- (3) 開発地の境界、地番、地目
- (4) 開発地の土地に関して何らかの権利を有する者の氏名又は名称

（道路計画平面図の作成方法）

第14条 道路計画平面図（縮尺300分の1程度）は、開発地及び開発により影響を受ける周辺の土地（以下「開発地等」という。）を含んで作図するほか、次の各号に定める事項を明記すること。

- (1) 縮尺、方位
- (2) 申請道路の位置（朱書き）、開発地（青書き）、幅員、延長、勾配、側溝及び第35条の標識の位置
- (3) 開発地の境界及び地番
- (4) 開発地内の建築物、工作物、水路等の名称、形状並びに構造及びそれらの新設又は既設の別
- (5) すみ切り、転回広場の寸法及び形状
- (6) 排水設備及び開発地からの排水放流先（雨水、汚水それぞれの放流先を明記）
- (7) 接続道路の名称、幅員及び建築基準法上の道路種別
- (8) 開発地等の土地の高低差、その他地形上特記すべき事項

(構造詳細図の作成方法)

第15条 申請道路の構造詳細図(縮尺は任意)は、申請道路の縦断図、横断詳細図、排水設備構造図(寸法及び材料名称含む。)を明記すること。

- 2 前項の縦断図には、申請道路の水平投影距離及び勾配による実長を明記すること。
- 3 前条第8号について市長が指示するときは、開発地等の土地の高低差に関する断面図を作成すること。また、切土又は盛土を行う場合は、造成前(現況)及び造成後(計画)の地盤ラインを凡例も含め明記すること。
- 4 開発地等の状況に応じて市長が指示する工事仕様書、特記仕様書、構造計算書等を添付すること。

(開発面積求積図の作成方法)

第16条 開発面積求積図(縮尺は任意)は、道路用地の部分及び道路用地以外の部分毎に面積を算定し、その合計面積を明記すること。

- 2 前項の算定には、面積計算表及び三斜求積、座標法の求積等による図面を添付すること。

(関係権利者の承諾書等)

第17条 道路位置指定等について承諾を必要とする関係権利者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 道路用地又は道路用地に存する家屋等の登記事項証明書(登記簿謄本を含め以下「登記簿」という。)の権利部(甲区及び乙区)において何らかの権利を有する者
 - (2) 道路用地の仮登記権利者(売買契約書等の権利の移行が明記された書類が添付された場合を除く。)
- 2 道路位置指定の廃止をする際に承諾を要する関係権利者とは、前項の権利者のほか、廃止により法第43条に適合しないこととなる敷地(建築物を含む。)の権利者をいう。
 - 3 関係権利者の承諾は、道路維持管理承諾書(第7号様式)及び関係権利者の承諾書(第8号様式)に記名し、実印を押印すること。
 - 4 前項の承諾書は、第3条第4項の完了検査を受ける前に提出すること。

(関係権利者の印鑑証明書)

第18条 関係権利者の印鑑証明書は、前条第4項の提出日の三月以内に地方公共団体の長が発行したものとする。

(排水通過地権利者の承諾)

第19条 開発地等から発生する雨水、汚水等の放流先については、公共管理等の排水施設に接続しなければならない。ただし、地形上その他のやむを得ない理由により、第17条第1項の関係権利者以外の土地(現に建築基準法上の道路に供されている土地を除く。)を通過しなければ当該施設に接続できない場合においては、当該排水通過地に権利を有する者を同項の関係権利者とみなし、前2条の規定を準用する。

(登記簿及び公図の写し)

第20条 土地並びに家屋の登記簿及び公図の写しは、提出日の三月以内に法務局の登記官が

発行したものとする。

2 公図の写しは、法務局に備え付けの地図に記録されている内容を証明した書面である旨の記載があるものとする。なお、地積が未確定である場合は、土地家屋調査士の作成した関係権利者の同意を得た地積測量図も添付すること。

3 公図の写しに申請道路の位置を朱書き、開発地を青書きで明記すること。

(道路維持管理計画書の作成方法)

第21条 道路維持管理計画書(第9号様式)は、次の各号について明記すること。

- (1) 道路の維持管理方法
- (2) 道路の交通規制の方針
- (3) 工事費の受益者負担の方針
- (4) 維持管理費負担の方針

2 道路の維持管理方法とは、自己管理、委託管理等について明記すること。

3 道路の交通規制の方針とは、速度制限、重量制限、車両乗入れ制限等の交通規制を行うか否かを明記し、行う場合は、その方針を明記すること。

4 工事費の受益者負担の方針及び維持管理費負担の方針とは、道路の築造費及び維持管理費について、受益者から負担金の徴収等を行うか否かを明記し、行う場合は、その方針を明記すること。

(雨水・汚水等放流計画書の作成方法)

第22条 雨水・汚水等放流計画書(第10号様式)は、次の各号について明記すること。

- (1) 開発地等の地番
- (2) 雨水流域面積及び開発部分の用途
- (3) 雨水及び汚水の排水方法並びに雨水流量に対する排水能力
- (4) 雨水及び汚水の放流先の状況
- (5) 排水設備の維持管理方針

2 雨水流域面積とは、実況に応じて開発地等から流末に排出される雨水量の基礎面積を指す。なお、その根拠となる流域面積求積図及び求積表を添付すること。

3 雨水及び汚水の排水方法とは、各発生源から開発地外に排出されるまでの排水工程を、雨水流量に対する排水能力とは、排水工指針等に基づく計算結果をそれぞれ明記すること。

4 前項の計算に際して、関係課の指示する計算法があれば当該方法により算定することとし、計算の根拠となる資料等を添付すること。

5 雨水及び汚水の放流先の状況とは、それぞれの放流先(開発地外から公共管理の水路等まで)の状況及びその承諾先を明記すること。

6 第1項から前項までの内容を補完する雨水・汚水等放流計画図を添付すること。なお、雨水は青色、汚水は赤色の矢印にて、それぞれの放流経路を明記すること。

(既存建築物等法適合確認調書)

第23条 既存建築物等法適合確認調書は、開発地等に既に存する建築物等が、申請道路の指

定後においても、容積率、建蔽率、道路斜線制限等の建築基準関係規定に適合することを確認するものであり、開発地等に指定された容積率、建蔽率、用途地域その他市長が指示する事項を明記のうえ、確認に必要な図面等を添付すること。

(現況写真)

第24条 現況写真は、開発地、接続道路等の周辺状況及び雨水・汚水放流先がわかるものとし、撮影位置及び方向を表示した補助図（キープラン）を添付すること。

2 現況写真及びキープランに申請道路の位置を朱書き、開発地を青書きで明記すること。

(道路築造完了報告書の添付書類)

第25条 第3条第4項の道路築造完了報告書（第3号様式）の添付書類は、次の各号とする。

- (1) 第9条第1項第4号に規定する関係権利者整理票（第1号様式）
- (2) 第20条に規定する登記簿及び公図の写し
- (3) 第17条第3項に規定する承諾書
- (4) 前条に準じた完了状況写真及び補助図（キープラン）
- (5) その他必要に応じ市長が指示する次条に定める書類

(その他の書類)

第26条 次の各号の場合について、それぞれ当該各号に定める書類を添付すること。

- (1) 道路用地において農地法（昭和27年法律第229号）の許可等が必要な場合 農地等転用許可書、現況証明書又は非農地証明書の写し
- (2) 道路用地に里道等の公有地を含む場合 公有地管理者承諾書（第12号様式）の写し
(市の管理する公有地であっても国又は県の所有地である場合は、当該機関による承諾書の写しを含む。)
- (3) 登記簿と印鑑証明書の記載内容（住所又は氏名）が異なる場合 記載内容が異なるに至った経緯を補完する住民票、戸籍謄本等
- (4) 相続を明らかにする必要がある場合 戸籍謄本、死亡証明書等
- (5) その他市長が指示する書類等

2 市長は、前項の書類等に不備がある場合は、第3条第7項の交付をしてはならない。

第3章 道に関する基準

(一般基準)

第27条 申請道路（以下この章及び次章においては、「道」又は「道路」という。）は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4の規定によるほか、本章に定める基準により、安全かつ円滑な交通に支障を来さない構造としなければならない。

2 道路の表面は、車両の通行に耐え、かつ、ぬかるみとならない構造とするほか、次の各号による。

(1) 砂利敷仕上げとする場合は、十分締固め、ローラー等で転圧し、当該砂利敷きの仕上げ厚さは、15センチメートル以上とする。

(2) アスファルト又はコンクリート舗装仕上げとする場合は、路盤の強度、交通量等を勘案し、路盤及び表層の厚さ並びに施工方法等を確定すること。

(3) 路床が軟弱な場合は、良質な切込砕石等を用いて路床土を入れ替え、十分締固めを行うこと。

3 前項第2号の整備について、道路位置指定直後の開発地における建築工事等によって、舗装仕上げが破損するおそれがある場合は、道路舗装誓約書（第13号様式）を提出することにより、道路舗装の前に道路位置指定を受けることができる。

4 道路の区域は、その外端を地先ブロック、蓋を有する側溝、鉄筋コンクリート造の擁壁等の構造物により明確にしなければならない。

(道路の延長及び幅員)

第28条 道路の延長は、次号により測ることとする。なお、単位はメートル表示で小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。

(1) 道路の延長の計測方法は、図-1の例による。

(2) 屈曲部の道路の延長の計測方法は、図-2の例による。

(3) 道路終端部は、道路中心線に対して直角としなければならない。

2 道路の幅員は、次の各号により測ることとする。

(1) 道路幅員は、道路側溝を含み、法敷を除いた幅員とする。

(2) 道路幅員は、道路中心線に直角に測る。

(3) 道路幅員の計測方法は、図-3の例による。なお、有効幅員は4メートル以上とする。

(道路の接続)

第29条 道路は、その両端を既存の道路（法第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）に接続しなければならない。ただし、次条により袋路状道路とすることができる。

(袋路状道路)

第30条 申請道路の幅員が4メートル以上かつ6メートル未満で当該道路が袋路状道路となる

場合は、次の各号による。

- (1) 既存の通り抜け道路からの延長を35メートル以下とする。(図-4)
- (2) 既存の袋路状道路の幅員に応じて延長を計測する。(図-5)
- (3) 申請道路の終端が公園、広場その他これらに類するものに接続し、自動車の転回、災害時における避難及び通行の安全上支障がない場合は、既存の通り抜け道路からの延長は制限しない。この場合において、公園、広場等とは、国又は地方公共団体の管理地をいい、申請道路の接続に際して自動車の転回、災害時の避難地利用等について当該管理者の承諾を得ること。(図-6)
- (4) 延長が35メートルを超える場合は、申請道路の終端及び区間35メートル以内ごとに転回広場を設置すること。また、交差部を転回広場とみなす場合は、交差部の角度を直角とすること。(図-7)
- (5) 終端及び区間35メートル以内ごとに転回広場を設置すべき位置に、有効幅員6メートル以上で延長が10メートル以上確保されている場合は、転回広場の設置は不要とする。
- (6) 既存の袋路状道路の延長が35メートルを超える場合は、申請道路の起点に転回広場を設置すること。

(転回広場)

第31条 転回広場は、次の各号による。

- (1) 道の起点又は区間35メートル以内ごとに設けるものは、図-9の例のいずれかによる。
- (2) 道の終端に設けるものは、図-10の例のいずれかによる。

(すみ切り)

第32条 すみ切りは、次の各号による。

- (1) 道の交差、接続又は屈曲部に生じる角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分の部分を道に含むすみ切りを設けること。(図-11(ア))
 - (2) 曲り角の内角が60度以下になる鋭角の角地には、二等辺三角形の底辺が2メートル以上となるようすみ切りを行う。(図-11(イ))
 - (3) 道が既存の幅員4メートル未満の道路に接続する場合は、当該道路のみなし境界線まで後退してすみ切りを行う。(図-11(ウ))
 - (4) 歩道の設置された既存道路に接続する場合は、歩道部分をすみ切りに含めることができる。(図-11(エ))
- 2 前項にかかわらず、隅角が60度を超える角地について、次の各号のいずれかに該当する場合は、片側に限りすみ切りの設置を免除する。
- (1) 片側に擁壁、コンクリート塀(ブロック塀を除く。)又は堅固な建築物がある場合
 - (2) 申請道路が水路等に沿接して、他の道路と交差、接続する場合
 - (3) その他やむを得ない理由のある場合
- 3 前項の片側すみ切りとする場合は、図-11(オ)の例による。それにより難しい場合は、代替

措置として図-11(カ)の例により交差部等に交通安全上支障がないようカーブミラー等を設置すること。

(道路の勾配)

第33条 道路の縦断勾配は12パーセント以下とし、原則として階段状としてはならない。なお、縦断勾配が9パーセントを超える場合は、すべり止め舗装をしなければならない。

2 道路の横断勾配は、次の各号の仕上げにより、それぞれ当該各号による。なお、原則として両勾配とするが、安全上及び排水処理上支障がない場合は、片勾配とすることができる。

(1) アスファルト又はコンクリート舗装の場合 1.5パーセント以上2.0パーセント以下

(2) 砂利敷の場合 3.0パーセント以上5.0パーセント以下

(雨水又は汚水等の排水設備)

第34条 道路及びこれに接する敷地の雨水又は汚水等の排水に必要な側溝、排水溝、ヒューム管等その他有効な排水設備を設けること。なお、原則として道路の片側は、U字型側溝としなければならない。

2 開発地等の雨水の放流先を確保できない場合は、原則として雨水貯留槽の設置による汲取方式とする。ただし、下水道処理区域内で開発地内の建築物からの汚水が下水道に接続される場合については、地下浸透方式等の排水上有効な設備を設けることにより、雨水貯留槽の設置を免除することができる。

(標識の設置)

第35条 細則第28条の規定による道路の位置の標識は、道路の起点及び終点に、一般交通の障害とならないよう図-12のA又はBいずれかの例により設置すること。

(防護設備等)

第36条 道路が屈曲し、又は、がけ（水平面に対し30度を超える傾斜地。以下「がけ」という。）、河川、排水路等に面することにより、一般交通の危険を伴うおそれのある箇所には、防護柵、ガードレール、擁壁等の崩落、衝突又は落下防護設備を設置しなければならない。

2 前項の防護設備は、必要に応じて構造計算により安全を確認しなければならない。

3 前項の構造計算は、原則として建築基準関係法令に基づくものとする。ただし、当該防護設備が宅地を形成しない場合においては、他法令に基づく構造計算とすることができる。

第4章 宅地造成基準

(適用)

第37条 位置指定道路に接して新たに造成される宅地（以下「画地」という。）の計画基準又は宅地造成基準は、他の法令に定めるもののほか、本章に定めるところにより行うものとする。

(画地の規模等)

第38条 戸建住宅の一面地の面積は、100平方メートル以上とするよう努めること。

- 2 画地は、道路に2メートル以上接し、かつ、道路より高くするよう努めること。
- 3 画地は、整形となるよう努めること。やむを得ず尖形となる場合は、建築物の配置に支障のない面積を確保するよう努めること。

(切土又は盛土の基準)

第39条 宅地造成工事において切土又は盛土をする場合は、がけの上端に続く地盤面は、原則としてそのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配をとること。

- 2 切土をする場合は、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合は、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置き換えその他の措置を講じること。
- 3 盛土をする場合は、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めること。
- 4 著しく傾斜している土地において盛土をする場合は、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切り等の措置を講じること。

(擁壁)

第40条 切土又は盛土をした土地に生ずるがけ面には、政令第142条の規定に基づく擁壁を設置すること。ただし、土質試験等に基づく地盤の安定計算の結果、擁壁設置の必要がない場合においては、この限りでない。

- 2 前項ただし書きにより擁壁を設置しない場合は、モルタル吹付け等によりがけ面を被覆し、降雨、風化等による侵食の防止措置を講ずること。
- 3 画地の造成計画が決定していない場合は、画地の安全性検証義務を承継させるため、敷地造成等に係る誓約書（第14号様式）を市長に提出すること。

(雨水等の排水設備)

第41条 画地内の雨水等の排水については、第34条の規定に準じて有効な排水設備を設けること。

第5章 雑則

(道路位置指定等の申請取下げ)

第42条 申請者は、道路位置指定等の申請中において、当該申請の取下げを行う場合は、道路位置指定等申請取下げ届出書（第15号様式）を市長に提出すること。

(協議)

第43条 本基準に定めのない事項については、個別に協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

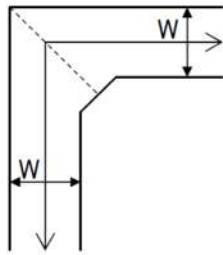
この基準は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

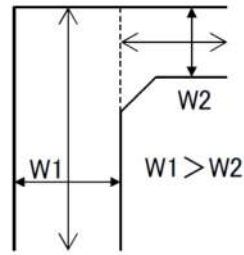
(施行期日)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(図-1) 道路の延長の計測方法

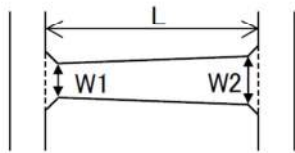


(ア) 幅員が等しい場合

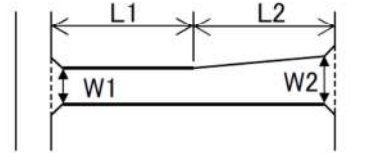


(イ) 幅員が異なる場合

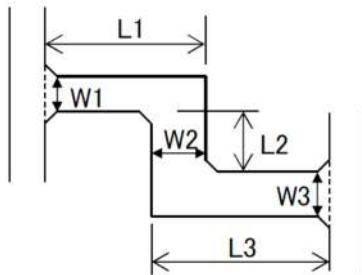
(図-2) 屈曲部の道路の延長の計測方法



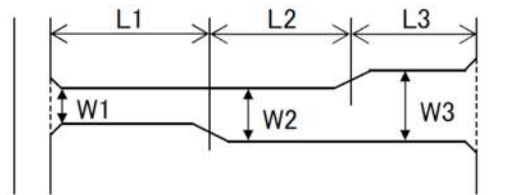
(ア) 幅員W1からW2、延長Lの道路



(イ) 幅員W1、延長L1の道路
+ 幅員W1からW2、延長L2の道路

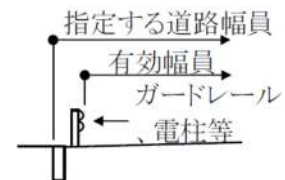
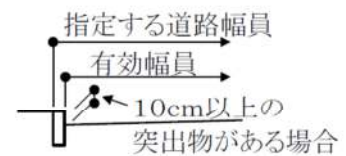
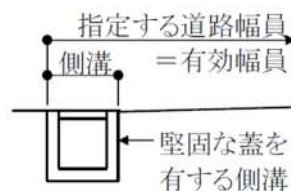
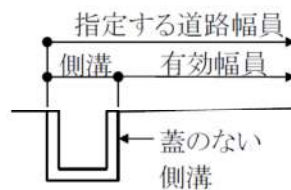
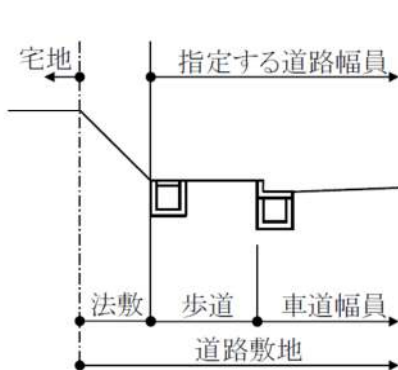


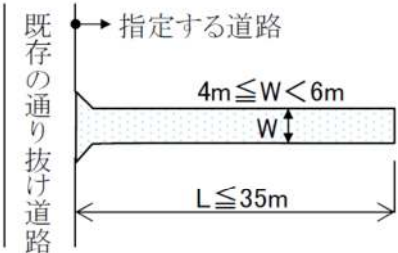
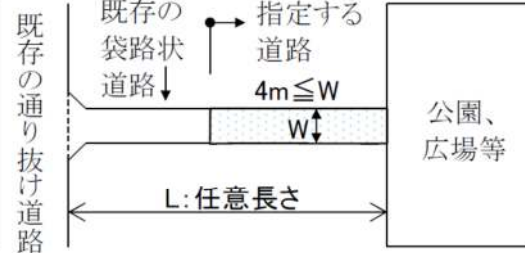
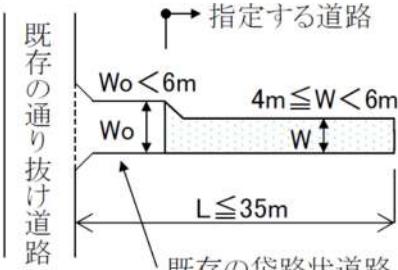
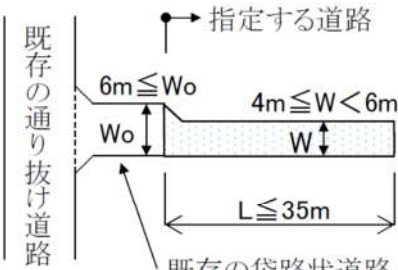
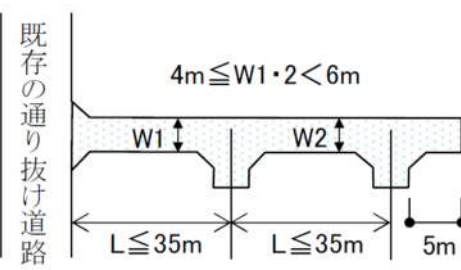
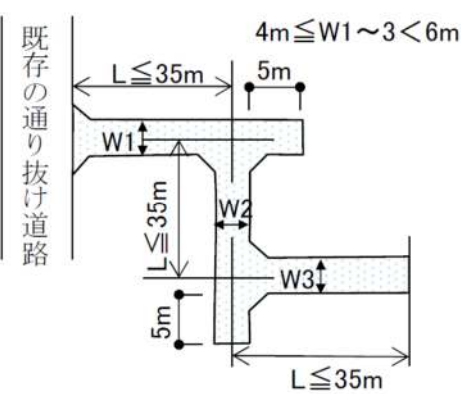
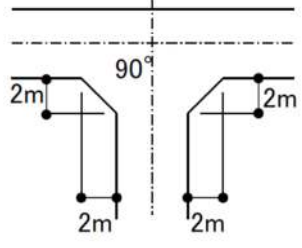
(ウ) 幅員W1、延長L1の道路
+ 幅員W2、延長L2の道路
+ 幅員W3、延長L3の道路



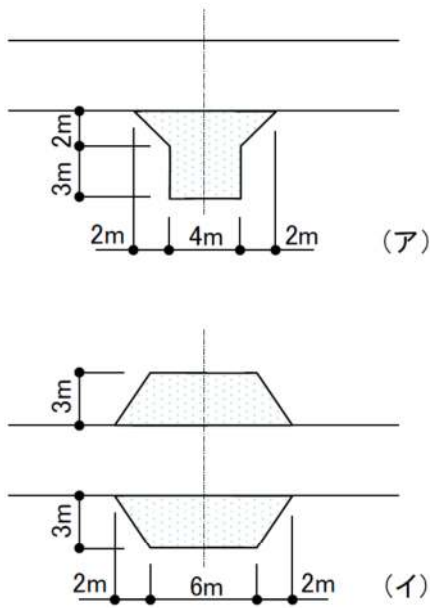
(エ) 幅員W1、延長L1の道路
+ 幅員W2、延長L2の道路
+ 幅員W3、延長L3の道路

(図-3) 道路の幅員の計測方法

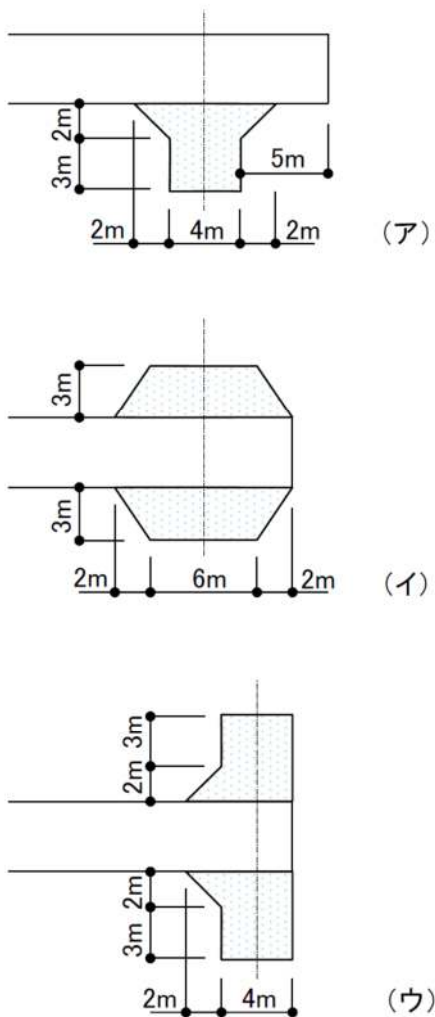


<p>(図-4) 既存の通り抜け道路に接続する袋路状道路</p>  <p>指定する道路の幅員が6m未満の場合</p>	<p>(図-6) 終端が公園等に接続する袋路状道路</p>  <p>公園、広場等に関する所定要件を満たすこと</p>
<p>(図-5) 既存の袋路状道路に接続する袋路状道路</p>  <p>(ア) 既存の袋路状道路の幅員及び指定する袋路状道路の幅員が6m未満の場合</p>  <p>(イ) 既存の袋路状道路の幅員が6m以上で指定する袋路状道路の幅員が6m未満の場合</p>	<p>(図-7) 終端及び35m以内毎に転回広場を設置する袋路状道路</p>  <p>(ア) 交差部を設けない場合</p>  <p>交差部の角度は90° とする</p>  <p>(イ) 交差部を転回広場とみなす場合</p>

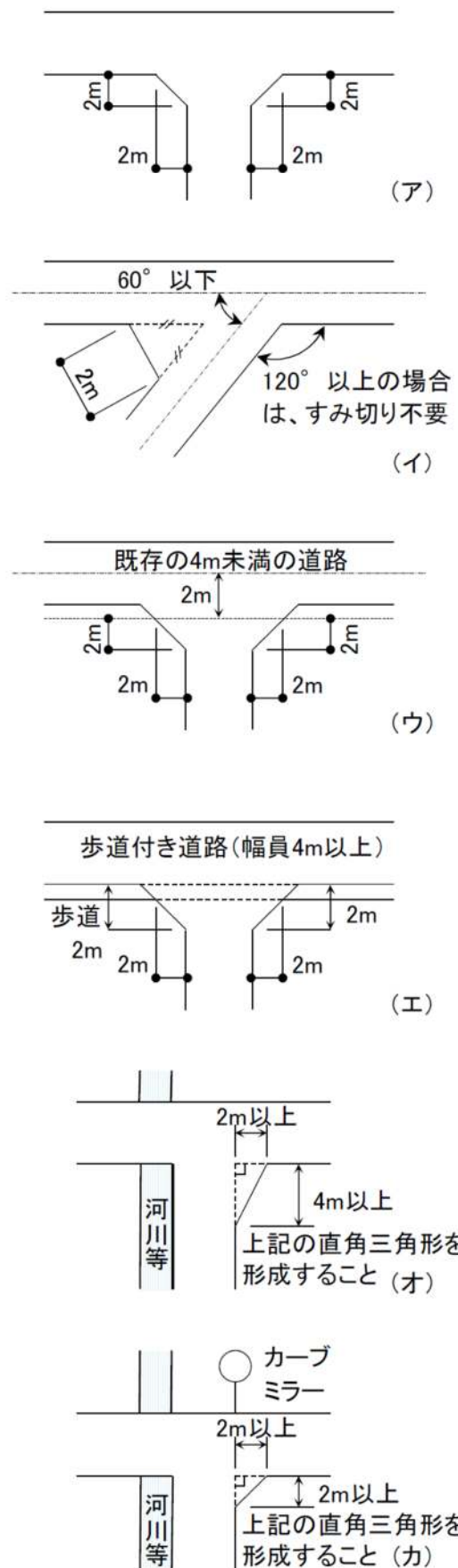
(図-9)
道路の区間35m以内ごとに設ける転回広場



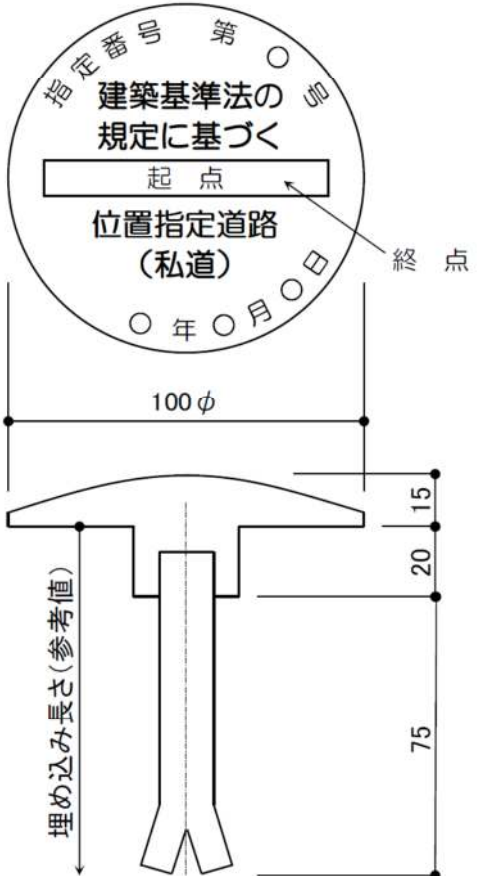

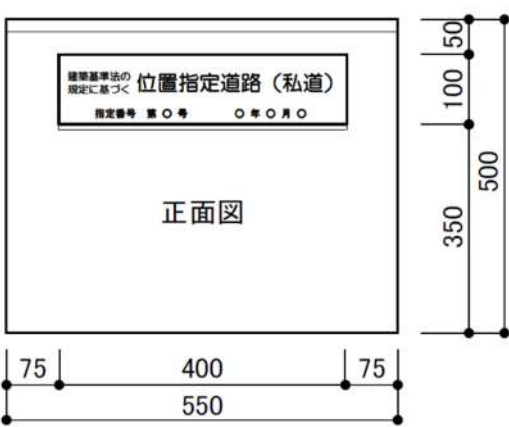
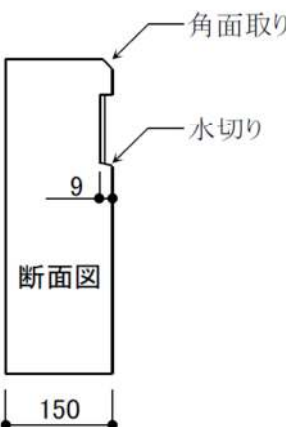
(図-10)
道路の終端に設ける転回広場



(図-11)
すみ切りの取り方



(図-12)
標識の設置

A 道路上に設置する場合(鋳型)	B 標識台等に設置する場合(板型)
 <ol style="list-style-type: none"> 1. 材質は真鍮製とし、文字は彫り込みとする。 2. 道路舗装後、埋め込みにより設置する。 3. 文字の寸法及び字体は、大文字8.5mm、小文字6.5mm程度の丸ゴシック体とする。 4. 埋め込み長さの参考値を図示するが、車両通行等による脱落なきよう適切に設置する。 5. 設置位置は、起点及び終点の道路中心点を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、市担当者と協議のうえ決定する。 	 <ol style="list-style-type: none"> 1. 材質は厚さ0.5mmのステンレス製とする。 2. 取付方法は接着剤及びビス締4箇所とする。 3. 文字の寸法及び字体は、大文字32mm、小文字15mm程度の丸ゴシック体とし、退色防止対策を施すものとする。 4. 設置位置は、起点及び終点の一般交通の障害とならない位置とし、下図のコンクリート製標識台の側面又はコンクリート塀の側面に設置する。ただし、これらにより難しい場合は、市担当者と協議のうえ決定する。  

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

沖縄市長 印

道路築造計画承認書

年 月 日付け道路位置指定の申請について、沖縄市道路位置指定基準
第3条第3項の規定により、申請道路の築造計画を承認します。

申請道路の概要	
1 地名及び地番	沖縄市
2 延長及び幅員	延長 メートル、 幅員 メートル
3 申請事由	
4 開発面積	開発面積 平方メートル 道路面積 平方メートル 隣接地面積 平方メートル

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄市長

申請者 住所
氏名

道路築造完了報告書

沖縄市道路位置指定基準第3条第4項の規定により、申請道路の築造工事が完了したことを報告します。

1 道路の地名及び地番	沖縄市			
2 工事施工者	住所 氏名			
3 工事完了年月日	年 月 日			
※受付	※検査	年 月 日	係 印	
	※備考			

※欄は記入しないでください

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

沖縄市長 印

道路位置指定等のできない旨の通知

年 月 日付第 号で申請のあった道路位置指定等申請については、次の理由により指定できません。

1 道路の地名及び地番	沖縄市
2 道路の規模	延長 m、幅員 m、面積 m ²
3 申請者	住所 氏名
4 指定できない理由	

第5号様式（第6条関係）

公 告

道 路 位 置 指 定 に つ い て

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、関係図書は沖縄市建設部建築指導課において縦覧に供する。

年 月 日

沖縄市長

印

指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
指定道路の位置 （関係地番）	沖縄市
指定道路の 延長及び幅員	延長 m 幅員 m

第6号様式（第7条関係）

道路位置指定台帳

道路種別	建築基準法第42条第1項第5号道路			受付年月日	年 月 日
道路の地名 及び地番	沖縄市			受付番号	第 号
道路管理者	住所 氏名 連絡先			指定年月日	年 月 日
工事施工者	住所 氏名			指定番号	第 号
申請目的				公告年月日	年 月 日
道路番号	道路幅員 (有効幅員)	道路延長	面積	道路となる地番又は起点～終点の地番	
備考1. 自動車の回転広場がある場合は、設置箇所数を記入する。 _____箇所			備考2. 開発面積 道路面積 _____ m ² 隣接地面積 _____ m ² 合計（開発面積） _____ m ²		

沖縄市長

道路管理者 住所
氏名 印
連絡先

道路維持管理承諾書

私は、沖縄市 _____
において、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けるにあたり、次のとおり誓約するとともに、同法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することを承諾いたします。

- 1 道路の維持管理にあたっては、一切市に迷惑をかけません。また、道路の維持管理に関する市及び関係官庁の指示に従います。
- 2 自然災害及び人災等による道路の損壊等については、早急に道路管理者の責任によってこれを補修し、損壊前の路面状態を確保し、通行に危険及び支障のないようにします。
- 3 当該道路より派生する諸問題等は責任を持って解決します。
- 4 手続なく道路の延長、幅員、形状等を変更しません。また、道路上へはいかなる地物の建築、築造及び設置も致しません。
- 5 道路のもつ公共性を遵守するとともに、通行制限、通行止等のいかなる措置も致しません。
- 6 道路の維持管理に係る第三者からの申出に対し、市が道路管理者の住所、氏名及び連絡先を開示することについて同意します。
- 7 道路管理者を変更する場合は、責任を持って上記の誓約事項を承継します。

注. 道路管理者の押印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

第8号様式（第17条関係）

関係権利者の承諾書

- 1 申請内容：建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定
 2 申請者住所氏名：
 3 道路の規模：幅員 m、延長 m、面積 m²
 4 道路の地名及び地番：沖縄市
 5 その他：別添道路位置指定申請図のとおり

上記の道路の位置の指定について、下記のとおり承諾します。

承諾 年月日	道路となる 土地の地番	地目	権利者の住所氏名		印

※開発地全域の地籍図に申請道路の位置を朱書きした図を記載
 (縮尺不問、土地の境界及び地番が判る程度とする)

注. 関係権利者の押印は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

沖縄市長

申請者 住所
氏名

道路維持管理計画書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る私道の維持管理計画は、下表のとおりです。

道路の地名及び地番	沖縄市
道路の規模	幅員 m、延長 m、面積 m ²
関係受益者数	法人 人 個人 人
(1) 道路の維持管理方法（自己管理、委託管理、その他）	
(2) 道路の交通規制の方針（有、無）	
(3) 工事費の受益者負担の方針（有、無） 有の場合の方針	
(4) 維持管理費負担の方針（自己管理、委託管理、その他）	

沖縄市長

申請者 住所
氏名

雨水・汚水等放流計画書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る雨水・汚水等の放流計画は、下表のとおりです。

1 申請道路を含む 開発地番	沖縄市		
2 雨水の流域面積	m ²	開発部分 の用途	
3 雨水排水	排水工程	雨水流量 算定法	m ³ /S 法
		排水能力 算定法	m ³ /S 法
4 汚水排水	排水工程	汚水排水方法	
		下水道接続 or 浄化槽処理	
5 放流先の状況	雨水 … 開発地 ⇒ … ⇒ 公共水路等 (承諾先) …		
	汚水 … 開発地 ⇒ … ⇒ 公共水路等 (承諾先) …		
6 排水設備の 維持管理方針			

様

申請者 住所
氏名

公有地管理者の承諾申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けるにあたり、道路用地に公有地が含まれていることから、沖縄市道路位置指定基準第8条第1項の規定に基づき承諾を頂きたく、下記のとおり申請します。

記

1 申請目的：建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定	
2 道路の規模：幅員 m、延長 m、面積 m ²	
3 道路の地名及び地番：沖縄市	
4 添付書類：案内図、公図、道路平面図 その他公有地管理者が求める書類	
道路となる土地の地番 (公有地部分の地番)	沖縄市
公有地の管理部署	_____部 _____課

第12号様式（第26条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

印

公有地管理者承諾書

年 月 日付け公有地管理者の承諾申請について、下記のとおり承諾します。

記

1 申請目的：建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定	
2 道路の規模：幅員 m、延長 m、面積 m ²	
3 道路の地名及び地番：沖縄市	
4 分筆、合筆及び地目変更： <input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 認めない（理由： ）	
5 承諾の条件等：	
道路となる土地の地番 （公有地部分の地番）	沖縄市
公有地の管理部署	_____部 _____課

第13号様式（第27条関係）

道路舗装誓約書

沖縄市長

私は、沖縄市_____
において、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定に係る工事にあたり、次のとおり誓約いたします。

記

道路の舗装仕上げについては、道路位置指定後の建築工事において、大型車両等の往来による仕上げ材の損壊が懸念されるため、建築工事完了後に実施することを誓約します。

上記の誓約事項について、関係者の変更があった際には責任を持って承継します。

申請者 住所
氏名

工事施工者 住所
氏名

第14号様式（第40条関係）

敷地造成等に係る誓約書

沖縄市長

私は、沖縄市_____において、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けるにあたり、次のとおり誓約いたします。

記

- 1 道路用地を含む開発地及び隣地との土地の高低差に関する安全性確認については、建築物の用途、規模等が決まり次第、確認申請等により対応いたします。
- 2 権利譲渡等の際には、第三者へ責任を持って申し継ぎ、また履行させます。
- 3 上記1及び2ほか、土地の開発に起因して、近隣関係者とトラブル等が生じた場合においては、誠意を持ってその解決に当たるとともに、市へ一切迷惑をおかけしません。

申請者 住 所
氏 名

第15号様式（第42条関係）

年 月 日

沖縄市長

申請者 住所
氏名

道路位置指定等申請取下げ届出書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定等申請を下記のとおり取り下げたいので届出いたします。

1 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 道路の地名及び地番	沖縄市	
3 申請代理人	住所 氏名	
4 取下げ理由		
※受付	※決裁欄	※処理欄
		年 月 日
		第 号
		係員印

※欄は記入しないで下さい。